

平成 21 年(ワ)第 249 号損害賠償等請求事件

原告 能瀬 英太郎

被告 森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会

準 備 書 面

(第 6 回)

平成 22 年 4 月 28 日

岡山地方裁判所第 2 民事部 2A 1 係 御中

原告 能瀬 英太郎

第一 以下被告準備書面(7)に対する原告の主張を述べるが、まず全体的な批判を第一項で述べ、第二項で「争点整理メモ」に従って①から⑤までの被告の主張に反駁したい。

被告の準備書面(7)においてなされている主張は、いままでの主張の焼き直しであり、なんら新しいものはない。これまでの被告の主張には具体的な根拠もなく、原告の反論によってことごとく崩壊している。原告に対する最も有効な反論は、確実な証拠をもってなされなければ無意味である。

ところが元々根拠のない虚構の上にたって、原告を誹謗中傷してきたが、被告は準備書面を提出する度にそれらの矛盾が明らかになってきた。そこで被告が準備書面(7)でなしえたことは、好戦的で、感情的、刺激的であるが無内容な言辞を弄して、声高に叫ぶことであった。その特徴としてあげるならば、「破壊」を 15 回、「妨害」を 5 回、さらに「攪乱」、「戦争」、「工作」などの普通では使用されない言葉を多用していることである。それでも足りないとみえて、「反乱軍」や「戦争開始」などまで登場させている。被告はよほど戦争がお好きなようで、生来平和主義者の原告とは議論が噛み合わないはずである。

さらに被告規約の前文 1 および 6 には「被害者や障害者の人格を尊重」を掲げているにもかかわらず、榎原氏の人格を無視して敬称を略し、「榎原の書く文章は、乙

14、17がそうであるが、稚拙な文章で、時に何を言わんとされているのかすら、読み取り難い文章である。」(被告準備書面(7)3頁)とまで書く。榎原氏の文章は、読む者が真摯な気持ちで向かえば、よく理解できるものである。一方「ひかり」や「ふれあい」に掲載された編集者による文章は、あいまいで、理解不能なものが多い。榎原氏の文章からは真意が汲み取れるが、「ひかり」と「ふれあい」からは真意をわざと「はぐらかす」意図のみが顕著である。

被告準備書面(7)も同様で、わざと「あいまい」な言葉を使って、実態をごまかそうとする意図が明白な箇所が多々ある。一例をひけば13頁(b)において「体制づくりに多額の費用を投入」や「多くの専門家を確保して人件費をかけて」というところなどである。「体制づくり」とは(a)を受けて「相談活動を重視して、総合的な対応」のことと推測できる。ひかり協会設立から35年もたつて何を今更「体制づくり」かと、これは単なるゴマカシとしかきこえない。「専門家を確保して人件費をかけて」とは専門家による相談事業のことを指しているのなら、毎年の予算に「相談」項目は計上されている。被告はそこを、わざとあいまいにしている。

これらは生活手当と比較して職員給与が高すぎるという、原告の批判に対する弁解と推測できる。この「人件費」は職員給与とは別なのか、含まれるものなのか、そのことをあいまいにすることで実態を覆い隠そうとしている。「専門家を確保して人件費をかけて」いるのが「相談事業」のことであれば、20年前から減少を続けている。1989年に全予算に占める割合が8%であったものが、2009年には2.9%になっている。20年前には協力員制度はなかったので、すべて専門家による相談であった。それが被告会員による「救済事業協力員制度」が発足し、専門家に代わって相談活動などを行うようになった。2.9%の中には協力員の費用(年額1万円と食事、交通費などの実費支給)も含まれているのである(甲第74号証)。だから余計に「相談活動を重視して」が空々しく響く。「専門家の確保」という「専門家」がどのような「専門家」を意味するものか、明らかにすることが求められる。

第二、1 甲第1号証によれば、原告の動機を、「自分達「森永告発」を「支援者

でなく妨害者」と決定した守る会に対し、恨みを募らせ、あわよくば守る会を変質させ、ひかり協会を破壊しようとしてねらっている」としている。(争点整理メモ「文章⑤」)その結果「文章①」から「文章④」の行動になったと断定している。原告が行動を起こす動機「文章⑤」が被告の憶測による、事実無根の妄想によって生み出された虚構であることが証明されれば、原告の目的と被告が断定する「救済事業の破壊」、原告がその手段として使った「文章①」から「文章④」の仮定はすべて崩壊することになる。

上記の事実はすでに原告準備書面(第1回)の8頁以下で述べ、甲第6号証から甲第19号証までの書証によって証明されている。さらに付け加えるとすれば、原告は被告機関紙「ひかり」の発送名簿を管理し、入退会の会員名は直ちに原告に報告(甲第75号証)されていた。だから、もし原告が「恨みをもっていけば」宛名印刷機を利用して即座に森永告発の主張を、被告全会員に発送することは可能であった。

原告から宛名印刷を被告に引き継ぐ折に、宛名カードも一緒に手渡したが、これは全部原告が作成したものである。被告においては、新たに原告と同型のアベアドレス製の宛名印刷機を購入した。原告の手元に宛名印刷機と被告全会員名簿(甲第76号証)はのこっている。原告がやらなくても森永告発の他の会員に貸して、森永告発の主張を被告会員におくることは簡単なことだ。しかし原告は被告に対し「恨みをもって」いなかったもので、森永告発の運動に会員名簿は利用しなかった。

被告会員による宛名印刷と「ひかり」発送作業は、その後暫くして実行不能になった。それはこの作業がそれほど安易なことではないことを物語っている。原告は長年にわたって、遅滞なく正確に被告機関紙「ひかり」を会員に届ける作業をしてきた。それは本心から恒久対策案の実現を望んだからに他ならない。

森永告発が正確にはいつまで存在したかを、原告は知らない。原告準備書面(第1回)第1、7、10頁以下で述べたような事情で原告は運動から離れた。森永告発は多様な意見を持つ個人の集まりであることは、すでに述べているところである。ひかり協会を五人委員会の再版だという意見もあれば、設立間なしで評価するのは時期

尚早だという意見もあった。それらの実態を調べもしないで、全部の会員を十把一絡げのようにとらえるのは、それは被告の実態と森永告発を同一視するにすぎない。森永告発が組織としての実体がなくなって久しいのに、30年も前に発行された機関紙の文言を引き合いに出して、原告が「森永告発の人」だから、30年前の森永告発と同一の行動をとるという仮定は牽強附会もはなはだしい。被告は原告を森永告発の会員だと言い続けてきたが、それが崩れて苦し紛れに「森永告発の人」を考えたものであろう。

2 「文章①」について

被告は「争点整理メモ」による釈明を、準備書面(3)で展開したが、原告準備書面(第3回)での反論により、虚偽の事実であることが明白になった。そこで被告は準備書面(7)では「吹き込み煽動してきた」というのをやめ、「原告と榎原の2人だけ」とか「原告1人の運動であり、そのために榎原を利用している」に変わってきた。このことは、原告が煽動したという被告の憶測による仮定が、事実無根であることの表明であるといえよう。

3 「文章②」について

原告は準備書面(第3回)において、妨害行為をしていない(甲第77号証)ことを主張し、被告に妨害活動をした証拠を示せと要求した。しかし被告は準備書面(7)で主張しているのは「現場に来ているということ自体、指導者として来ている」のだから妨害だという、珍妙な理論ともいえない詭弁を弄していることである。

この理屈にしたがえば、もし原告が檸檬をもってひかり協会の事務所前を通行すれば、手投げ弾に似ているものを持っていることを理由に、ひかり協会を爆破するために通行したことになる。森永乳業の株主総会の会場前を偶然に通るかかれば、総会屋と組んで議事妨害に来たことになり、厚労省前を通るかかれば、テロを行うために来たといわれるだろう。それ以外に来る目的がないはずだとして。

被告準備書面(7)37頁④には榎原氏が「総会に参加する会員に働きかけた」とあり、榎原氏本人に確かめたところそのような事実はないと否定した。

4 「文章③」について

原告が榎原氏のホームページ掲示板に書き込んだことは、すべて事実に基づいている。それらのほとんどはひかり協会の救済事業に対する批判である。ひかり協会への批判が被告を誹謗中傷したことになるというが、それが原告にはどうも理解できない。このことについては、すでに繰り返し反論しているが、納得のいく説明がなされたことはない。被告は準備書面(7)の10頁6行目に「恒久対策案と現在のひかり協会の救済とを、原告の主張のように、直接比較することは、そもそもできないことである」と述べている。しかし被告発行の『守る会運動の歴史から「三者会談方式」を学ぶ』においても『ひかり協会10年の歩み』、『ひかり協会30年の歩み』さらには、ひかり協会のホームページの中に設けられた『守る会』紹介にも恒久対策案の全文が掲載されている(甲第78号証)。これらは何を意味しているのだろうか。掲載された恒久対策案のどこにも「断り書き」で「これは実行できないものです」とは書いてはない。

さらに被告準備書面(7)10頁8行目では「恒久対策案のごく一部とひかり協会の救済のごく一部だけを比較」というが、それは紙数の関係で特徴的な一部を比較しているにすぎない。

お望みとあれば、別の一部である恒久対策案Ⅱ 具体的対策(5)(ト)④～⑤「収容施設」についても比較を試みよう。甲第29号証46頁下から9行目に記した「太陽の村」について紹介しよう。これは被告会員、支援者からカンパを募り、1976年2月には原告も参加してプレハブの作業棟などを建設した。その後施設を増設して多数の被害者が利用するようになった。太陽の村には果樹園や農園が付属していて、農作業や陶芸を行いながら生活する、重症者の集団活動の場として重宝されていた。1979年1月には被告からひかり協会へ移譲されたが、88年2月には確たる理由もなく廃村になった。ここに通っていた重症者は無責任に放り出され、行き場を失ってしまった。その後宿泊施設(甲第79号証)として利用者も多かった一戸建ての家屋は、売却処分された。太陽の村建設運動として、支援者や被告の親達の善意

の結晶は、ひかり協会によって弊履のごとく捨て去られてしまった。

死者については恒久対策案Ⅲの(1)に規定され「死者に対する補償 死亡者に対しては、死亡に伴って生じた一切の損害について補償すること」となっている。さらに被告は1975年12月14日に決議までして「死亡被害者の遺族の救済について」を発表している。そのなかには「死亡した被害者とその遺族、今後死亡する被害者とその遺族の救済について、森永は全面的に責任を負うべき義務があり」とまで述べている。恒久対策案に盛り込まれ、さらにこれとは別に決議までしていながら、現実に行われているのは40万円の葬祭料の支払いのみである。これが「森永は全面的に責任を負うべき義務」を果たしているといえるのだろうか。死者の補償について被告は沈黙を守っていることから考えると、被害者の命を被告は僅か40万円にしかすぎないと、みずから認めていることになる。(甲第80号証)

「死亡被害者の遺族の救済について」が発表される約一月前に『森永告発』に対する守る会の態度」という声明が発表されている。前者については沈黙をまもり、後者については喋々しく声高にしゃべりまくっている。これはきっと前者を覆い隠すための作戦かもしれない。

5 「文章④」について

原告から「不満や不信をもっている親族や被害者に近づいていった」ことはないということを、これまでに何度も述べている。原告にとっては、近づいていく必要が無いからであり、「不満や不信をもっている親族や被害者」を見つけること自体も不可能である。被告機関紙「ひかり」やひかり協会報「ふれあい」には、ひかり協会や被告にたいする批判が掲載されているのをみたことがない。両者にたいする批判を認めない方針のようだし、もともと被告会員には表現の自由を認めない組織のようである。それについては、甲第29号証53頁以下でも述べた通りである。

では外部からの批判は許されるかといえ、原告準備書面(第3回)第一の2で述べ、甲第30号証から甲第47号証で証明したように、これも許されないのである。被告は榎原氏らの人権擁護委員会への申立てや、原告の国会へ質問主意書の提出を

依頼しようとしたことさえ、「正常を欠く方法」だといって非難している。それにもまして疑問に思うのは、原告が岡山県の公害調停窓口へ問い合わせたことに、「正常を欠く方法」だと非難の刃を向けている。被告準備書面(7)では、単に公害調停窓口へ電話で問い合わせただけのことが、いつのまにか「公害調停申立」へと飛躍しているのである。このように被告の書く事実は変遷極まりなく、一体どれが本当のことかと、疑念を抱かざるをえない。

これらのことから、甲第1号証に書かれていることは、真実としての証明ができない、事実無根の被告の妄想によって築かれた虚構以外の何者でもない。

第三 被告は原告が今までに要求した求釈明に誠実に答えるべきである。答えられないとすれば、これまで書かれたことは根拠もない事実を書きつらねたものであると断定するほかない。

第四 求釈明

1、榎原氏らが人権擁護委員会への申立てをしたことや、国会へ質問主意書の提出をすることを「正常を欠く方法」だと断定する根拠は何か。

2、「森永告発の人」とはどんな人を意味するのか。

3、「多くの専門家を確保して」とあるが、「確保」とはどのような雇用形態なのか釈明されたい。